

組合員加入者募集について



一人親方並びにその親族にあつては、労働災害保険に加入する術も無く、民間の保険会社の災害保険に加入するのが、精一杯の対抗策でした。

最近では、大手建設業者並びにハウスメーカーの下で仕事をしようとした場合、労災保険の特別加入を義務付ける企業も増えてきております。

こうした業界の変化に対応するために、労災保険第2種特別加入者を募集していますので、是非この機会に加入下さるようお願い申し上げます。

【事業】労災保険の第2種特別加入者を募集しております。

【加入条件】建設業一人親方またはその親族

【その他】組合員証・加入証明書を発行します。

【申込方法】各商工会窓口にてお申込下さい

矢吹町商工会	42-4176	Fax44-2087
中島村商工会	52-2716	Fax52-3515
泉崎村商工会	53-2202	Fax53-3876

みどり建設業一人親方組合

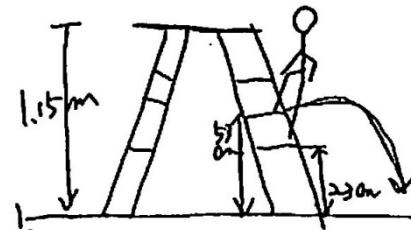
〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村泉崎字下宿55-3

泉崎村商工会館内 電話 0248-53-2202

～ちょっとした気の緩みが事故をまねく～

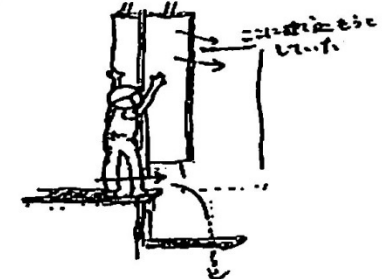
経験年数 50年 男性 2ヶ月休業

住宅の解体工事中、高さ1.15mの脚立2段目から降りようとして、着地した時に右膝を負傷した。



経験年数 50年 男性 5日休業

新築工事で壁パネルの建て込み時、足場作業床(高さ2.9m)で、上を見ながら建材を挟んで右に移動した時、足場の段差(約90cm)に気づかず足を踏み外し墜落した。



経験年数 17年 男性 31日休業

新築工事で外壁下地の防水紙を2階壁に6尺脚立を使用して施工していた。脚立の足1ヶ所が養生板(プラダシート)に隠れていた排水溝に掛っているに気づかずバランスを崩し転落した。



経験年数 45年 男性 3ヶ月休業

自社工場でタン板を折曲機で折り曲げている時、誤って左手中指と薬指を入れたまま作動させて指を切断した。



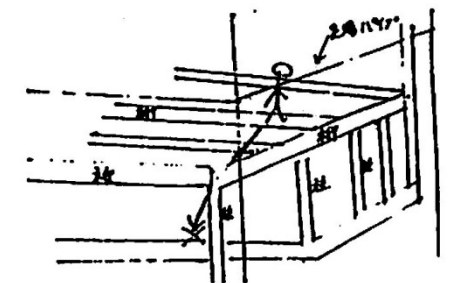
経験年数 10年 男性 1ヶ月休業

資材置き場で均し作業をバックホーで行っていた。オペレーターに背後から声を掛けたが伝わらず、後退して来たバックホーに足先を巻き込み負傷した。



経験年数 47年 男性 4ヶ月休業

建築現場で、2階建建築物の高さ3mの梁の上で足場パイプにヘルメットがぶつかり、バランスを崩し落下した。(肋、背骨骨折)



【白河労働基準監督署内の労働災害状況より抜粋】

【給付基礎日額及び保険料等について】

第二種特別加入保険料率 19/1000 (28.4.1 現在)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365 日	年間保険料額 保険料 = B × 保険料率	備 考
20,000 円	7,300,000 円	138,700 円	【組合費】 商工会員 6,000 円/年 非 会 員 24,000 円/年 年間の費用は 保険料 + 組合費 となります。
18,000 円	6,570,000 円	124,830 円	
16,000 円	5,840,000 円	110,960 円	
14,000 円	5,110,000 円	97,090 円	
12,000 円	4,380,000 円	83,220 円	
10,000 円	3,650,000 円	69,350 円	
9,000 円	3,285,000 円	62,415 円	
8,000 円	2,920,000 円	55,480 円	
7,000 円	2,555,000 円	48,545 円	
6,000 円	2,190,000 円	41,610 円	
5,000 円	1,825,000 円	34,675 円	

年度途中の加入につきましては、保険料・組合費とも月割計算となります。

【補償の対象となる範囲について】

業 務 災 害	通 勤 災 害
保険給付の対象となる災害は、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができません	通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます
請負契約に直接必要な行為を行う場合 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場で行う場合 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合等	

【保険給付・特別支給金の種類について】

保険給付の種類	支 給 事 由	支 給 内 容	特 別 支 給 額
医療補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院又は労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院又は労災指定病院以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。
	その他給付金も別途あります。		

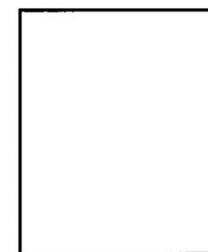
みどり建設業一人親方組合に入会頂くと
【労働保険番号：07-1-06-600576-000】
組合員証・加入証明書を発行します。

一人親方 労災保険加入員証 特別加入

労働保険番号 07-1-06-600576-000 会員 No.

生年月日 昭和 年 月 日
有効期限 加入承認日から
26年3月31日まで

〒969-0101
西白河郡泉崎村泉崎字下宿55-3
泉崎村商工会内 ☎0248-53-2202
みどり建設業一人親方組合



労働保険第2種特別加入者証

労働保険番号 07-1-06-600576-000

生年月日

有効期限 加入承認日から
26年3月31日まで

上記の者は、当組合員として労働者災害保険法による一人親方の特別加入者であることを証明します。

〒969-0101
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿55-6
泉崎村商工会内
みどり建設業一人親方組合
組合長 太田 美男
電話 0248-53-2202 FAX 53-3876

連絡先

現住所

所属 みどり建設業一人親方組合

加入承認日

【ご注意】

- この証明書は他人に貸与したり、譲渡することはできません
- 加入者証の有効期限が過ぎた場合 又は、中途脱退した場合はすみやかに発行者に返却すること
- 住所の変更や労災事故が発生した場合は、所属事務所を通じて当組合に連絡すること。